

逗子市議会議員

さぎさか ゆうじ 活動レポート vol.34

～無所属で活動中～



■さぎさか ゆうじ(匂坂祐二) プロフィール■

1970年2月14日生まれ A型 49歳 逗子市沼間1-8-2

略歴：沼間小卒業・逗子中卒業・私立横浜商工高等学校卒業（有）匂坂畳店入社
逗子市商工会青年部部长・逗子葉山青年会議所理事長・逗子葉山建設組合青年部長
沼間小PTA会長・逗子中PTA会長・市PTA連絡協議会会長・県PTA執行役員

家族構成：妻と長女(大学3年) 次女(中学3年) 長男(中学1年)

議会職歴：基地対策特別委員長、予算・決算特別委員長、議会運営委員長

総務常任委員長、教育民生常任委員長 現在 三期目 所属会派 市政クラブ

令和元年第2回定例会報告

第2回定例会が6月12日～27日に行われました。今定例会では、令和元年度の一般会計補正

予算が提出され、可決されました。主な内容は、基本構想の策定を進めるための専門的な知識経験を有する者からの助言を得る経費として、JR東逗子駅前用地活用事業10万円を計上、自治会・町内会等における地域コミュニティ活動に必要な備品等購入に要する経費として、コミュニティ活動推進事業220万円を計上、文化プラザホール指定管理者が実施する自主文化事業及び図書館の開館時間を拡大変更に伴う光熱水費増額分に要する経費として、文化プラザホール維持管理事業を増額、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給に要する経費、スマイルまつりの一部業務の委託に要する経費の増額、逗子小学校及び逗子中学校の校舎外壁防水改修工事に要する経費として学校施設整備事業を増額、現在、試行的に実施している図書館の開館時間を拡大変更するための人件費等に要する経費の増額、図書返却ポストの設置等に要する経費の増額、その他の主な議案では、逗子市総合計画実施計画の変更について（可決）、逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について（可決）、逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（可決）、逗子市火災予防条例の一部改正について（可決）、教育委員会委員の任命について（可決）、固定資産評価審査委員会委員の選任について（可決）、その他、意見書案、決議案、陳情の審議がされました。

【財政再建への取り組み状況について市長へ質問】

今定例会の一般質問で、市長に財政再建への進捗状況について、質問をしました。4月に、市幹部や市内外の企業経営経験者ら約10人でつくる財政再建検討会議を立ち上げ、ふるさと納税の充実と空き家対策について意見交換をしたと説明。また、官民データを利活用した地域課題を解決するビジネス手法を用いたりすることで、企業誘致や企業促進につなげていくことが、企業立地を置いて有意性の持たない逗子市においては有効だとして、8月をめどに民間企業や大学などの研究機関とともにプラットフォームを立ち上げ、事業者の市内参入を目指す考えを示しました。

今定例会で示された、復帰する事業等

○図書館返却ポストの再設置

10月から逗子駅・東逗子駅・市役所1階に、ブックポスト4台を設置。

○図書館の開館時間の延長

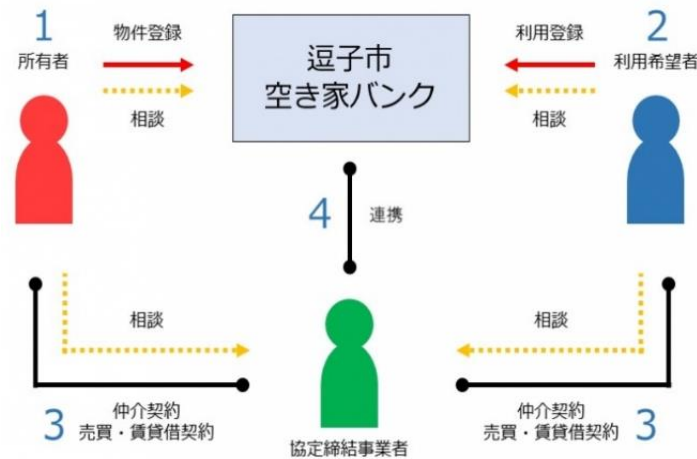
10月から開館時間を延長し、休館の火曜日を除いて午後7時までとする。

○交通整理員の配置

市長が市内7か所の現場を確認、危険性があるとして久木小前に交通整理員を配置する方針。

空き家バンクを創設～利活用の促進～

市では安全安心で快適なまちを守るため、本年4月に空き家バンクを開設し、関係団体と連携しながら空き家の予防・解消を図るとともに、単なる不動産流通に留まらず地域の交流拠点、コワーキングスペースとしての活用など、特色ある利活用を促進していきます。開設から3カ月、空き家バンクの登録状況は少数ですが、マッチングをして利活用の成功事例を増やしていきたいとのこと。私からは、リフォーム助成をして空き家の活用促進につながる取組について提案しました。



通学路の安全対策～児童生徒を守れ～

ここ最近、交通事故のニュースが連日、流れており、高齢者ドライバーによる事故、また学校の登下校中に児童が巻き込まれるケースが多発しています。通学路の交通安全について全国的に関心が高まっています。通学中の児童生徒の交通安全の確保が優先に取り組むべきと課題と考えます。児童生徒の交通安全対策として、改めて、通学路の危険個所の合同点検を実施するべきと考えます。交差点等での防護柵の設置、カラー舗装等のハード面と交通整理員の配置等のソフト面双方から安全対策を講じるよう、市に求めています。



危険ブロック塀～撤去補助制度導入～

私が提案しましたブロック塀などの撤去費用助成制度が導入されました。本年5月からスタート

●補助対象ブロック塀等

- *地震等の災害時に避難所等まで避難する通り抜け可能な道に面したもの
- *ブロック塀の延長が1メートルを超え、かつ道路面から高さ1メートルを超えるもの
- *点検で改善を要するとされたもの

●補助額 20万円を限度とします。

ブロック塀の撤去工事にかかる費用の3分の2の額(1,000円未満切り捨て)

県が自転車条例を制定～本市の取組は～

神奈川県内における自転車対歩行者の交通事故の増加、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例等から、自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした条例、神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。本市としてもこの県条例を推進し、市民に広く周知して、自転車ルールやマナーを身につけて、事故に合わない、おこさないように取組が必要だと考えます。また、自転車損害賠償責任保険等の加入促進していくべきと市に要望しました

皆様の声を聞かせて下さい。市政に対するご意見、ご要望をお待ちしています。

	御名前
	御住所
	連絡先

送り先FAX 046-871-3552 TEL 046-871-3526 e-mail: sagisaka@plum.ocn.ne.jp

発行責任者: 匂坂祐二(さぎさかゆうじ) ポスティング ボランティアを募集しています。御協力お願い致します。